

訪問看護 重要事項説明書

[2025年 8月 1日現在]

1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人Myクリニック
代表者役職・氏名	理事長 神戸 博紀
本社所在地・電話番号	横浜市神奈川区六角橋四丁目1番1号
法人設立年月日	平成19年3月7日

2 サービスを提供する事業所の概要

（1）事業所の名称等

名 称	Myクリニック訪問看護ステーション
事 業 所 番 号	訪問看護・介護予防訪問看護 (指定事業所番号1460290288)
所 在 地	〒221-0802 横浜市神奈川区六角橋四丁目1番1号
電 話 番 号	045-548-3550
F A X 番 号	045-548-3552
通常の事業の実施地域	横浜市神奈川区

（2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日まで (国民の休日、12月30日から1月4日までを除く。)
営業時間	午前9時から午後5時まで ※時間外、休日応相談、24時間電話連絡可能

（3）事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	看護従業者及び業務の管理	常 勤 1人
看護師	訪問看護及び介護予防訪問看護の業務	常 勤 1人 非常勤 8人

3 サービス利用料金について

(1) 訪問看護の利用料については別紙の通り

(2) 交通費

無料です

(3) キャンセル料

サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください
キャンセル料金はかかりません

(4) 支払い方法等

① 請求月の月末日までに、現金払いでお支払いください。

② 支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください（医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。）

4 個人情報の取り扱いについて

- (1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、
従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保
持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
- (2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等
で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報について
も、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者
の家族の個人情報を用いません。
- (3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法
律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報
の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めま
す。

5 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があ
った場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じると
ともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

6 苦情相談窓口

担当	管理者 赤木 美紀
電話番号	TEL 045-548-3550 FAX 045-548-3552
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付日	月曜日から金曜日まで (国民の休日、12月30日から1月4日までを除く)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

神奈川区 高齢・障害支援課	045-411-7019
はまふくコール (横浜市苦情相談コールセンター) 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係 受付時間/午前8時30分～午後5時15分 (土・日・祝祭日・年末年始を除 く)	045-263-8084 045-329-3447

7 衛生管理等の感染対策について

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所にて感染症が発生または蔓延しないように次に掲げる措置を講じます
①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します
②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています
③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します

8 業務継続計画の策定などについて

- (1) 感染症や非常災害の発生において、利用者に対する訪問看護提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

8 虐待・身体拘束の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待及び身体拘束等の発生又はその防止するために、次に上げる通りの必要な措置を講じます

- (1) 虐待防止・身体拘束などの適正化に関する担当者を選定しています
担当 管理者：赤木 美紀
- (2) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図っています
- (3) 虐待防止・身体拘束等の適正化のための指針の整備をしています
- (4) 従業者に対して、虐待防止・身体拘束等の適正化のための定期的な研修を実施する等の必要な措置を講じます
- (5) 事業所は利用者が成年後見制度を利用できるように支援を行います
- (6) サービス提供中に、当該事業所従業者又は擁護者（現に養護している家族・親族、同居人等）による虐待等を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します
- (7) 事業者は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束などを行いません
やむを得ず身体的拘束などを行う場合には、事前に十分な説明の上利用者又は家族等に同意を得るとともにその態様及び時間、その際の利用者的心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録いたします